

策定年度	平成 6 年度
策定年度	平成 1 2 年度
策定年度	平成 1 8 年度
変更年度	平成 2 2 年度
策定年度	平成 2 3 年度
変更年度	平成 2 6 年度
変更年度	平成 2 8 年度
変更年度	令和 3 年度
変更年度	令和 5 年度

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

知 多 市

基本構想の性格と活用

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号。以下「法」という。)の目的を達成するため、法第5条に基づき愛知県が作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を指針に法第6条に基づき作成するものである。

この基本構想は、法施行令に基づき、今後10年間の目標を定めており、その内容は、第6次知多市総合計画(令和2年度～令和11年度)、「知多農業振興地域整備計画」(平成29年3月)と整合を図り策定している。

目 次

	ページ
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 農業の現状	1
2 農業構造の現状及び見通し	1
3 農業経営の目標	1
4 農業経営基盤の強化の方策	2
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	12
第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	14
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	16
第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	17
1 利用権設定等促進事業に関する事項	17
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	25
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	26
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	26
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	27
第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	27
1 農用地利用配分計画の提出等に関する事項	27
2 実質化された人・農地プランの作成及び地域計画の作成	28
第7 その他	28
別紙1	29
別紙2	30